

第11 名古屋市の介護予防・生活支援サービスに関するQA

サービス種別等	分類	意見質問	回答
全般	既存事業の整理	現行の名古屋市高齢者自立支援訪問事業（2次予防事業）は、総合事業の1号訪問事業の生活支援型訪問サービスに一本化されるのでしょうか？	「名古屋市高齢者自立支援訪問事業」と「予防専門型訪問サービス」とでは、提供するサービスの内容において、「身体介護」の有無が違いとなります。また、「生活支援型訪問サービス」とでは提供するサービスは変わりありませんが、従事者として「一定の研修受講者」が加わります。
全般	既存利用者 利用区分	総合事業への移行において、現在既存の通所介護又は通所介護を利用中の要支援者も改めてサービスの振り分けがなされるのか（チェックリスト等でアセスメントを行うのか）、新規に利用される要支援者から振り分けがなされるのか？	現在、予防給付を受けている方については、平成28年4月～29年4月の間に、現在の認定の更新手続き開始時期（認定有効期間の2ヶ月前）にあわせて移行の手続きを行います。 認定の更新時期になるまでは、現在の予防給付の利用が可能であると同時に、平成28年6月以降は、ご本人の希望により総合事業へ移行することも可能です。 また、移行にあたって、現在のサービス相当の継続が必須な方は、介護予防ケアマネジメントにより総合事業における予防専門型のサービスを利用することも可能です。 平成28年6月以降、新規に通所サービスもしくは訪問サービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメントにより利用者の心身の状態に応じたサービスをご利用いただくこととなります。
全般	利用区分	総合事業で利用者の最大のメリットは予防給付より料金が安いということだと思います。現在予防給付を受けている利用者が料金面で総合事業を希望した場合、スムーズに移行できるのか？	「要支援者もしくは事業対象者」が総合事業の中のいずれの種別を利用するかは、介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画」もしくは第1号介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス・支援計画書」により決定されますが、その作成過程のアセスメントにおいて利用者及び家族の希望も一定考慮されます。その上で、いずれの種別を利用するかは総合的に判断されます。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
全般	報酬単価	包括報酬ではなく、利用1回当たりの報酬設定とできないか？	「訪問サービス」「通所サービス」を問わず、「予防専門型」については「現行の介護予防訪問介護」もしくは「介護予防通所介護」と同様の報酬体系を原則とするため月当りの包括報酬制度としています。（国のサービスコード表では、基本報酬については1回ごとの単位が定められています。が、他の加算については月額包括報酬のものしか用意されておりません。） これと同様に「生活支援型訪問サービス」及び「ミニデイ型通所サービス」についても、その対象者は「要支援者もしくは事業対象者」で変わらないことから、同様に包括報酬としています。 それに対し、「運動型通所サービス」については、「得トク運動教室」を総合事業に位置づけたものであり、これまでどおり利用1回当たりの報酬設定としたものです。
全般	ケアプラン	予防専門型通所サービスと生活支援型のサービス、予防専門型訪問サービスとミニデイ型通所サービスもしくは運動型通所サービスを併用する場合のケアプランは、どうなるのか？	予防専門型通所サービスと生活支援型訪問サービス又は予防専門型訪問サービスとミニデイ型通所サービスもしくは運動型通所サービスを併用する場合、ケアマネジメントAとなります。
全般	ケアプラン	初回のみケアマネジメントは、誰がどのような内容で行い、どこで、どれくらい保管すればよいのか？	いきいき支援センターの職員が、いきいき支援センター窓口等で又は居宅訪問によりアセスメントを実施します。書類は5年間保存です。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
予防専門型訪問 予防専門型通所	みなしの効力	27年4月1日付で総合事業のみなし指定を受けたことになっているが、その効力はいつまでなのか？	平成27年3月31日に存在した「介護予防訪問介護事業所」もしくは「介護予防通所介護事業所」については、平成27年4月1日付けで「予防専門型訪問サービス」もしくは「予防専門型通所サービス」のみなし指定を受けています。（辞退した事業所を除く） このみなし指定の効力は平成30年3月31日まで有効です。その後も引き続き実施するためにはその更新手続きが必要となりますが、時期が近づきましたら改めて周知いたします。
生活支援型訪問	サービス内容	介護保険のサービスではできないサービスがあるが、生活支援型訪問サービスについても同等と考えてよいのか？（介護保険でできない草むしりや大掃除など...）	介護保険制度における現行の「訪問介護」及び「介護予防訪問介護」における「生活援助」を行うサービスであり、同等と考えていただければ結構です。
生活支援型訪問	サービス内容	訪問事業責任者及び従事者の要件となる「一定の研修受講者等」とは？ また、その従事形態の「賃金労働者」とは？	生活支援型訪問サービスの「訪問事業責任者」及び「従事者」の要件となっている「一定の研修受講者等」とは、平成27年10月から本市が開催している「名古屋市高齢者日常生活支援研修」の修了者のことです。 また、従事形態の「賃金労働者」とは、生活支援型訪問サービスの従事者はボランティアでは不可能で、あくまで雇用契約を締結した「賃金労働者」である必要があることを指しています。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
生活支援型訪問	利用区分	サービス提供の頻度が週1～2回となっているが、基本報酬額の表を見ると、「週2回超」の項目があるので、状況に応じ週3回のサービス提供もありうると考えてよいのか？	予防専門型訪問サービスと同様の報酬方式を考えています。従って、要支援2の利用者であり、かつ、「介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画」もしくは「第1号介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス・支援計画書」に「週2回を超える」サービスが必要と位置づけられた方については、「週2回超」の報酬単価を算定することになります。
生活支援型訪問	利用区分	認知症や精神的な問題で専門的な対応が必要な方については、「予防専門型訪問サービス」の利用が出来ますか？	認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者や退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者等については、現在の訪問介護相当の予防専門型訪問サービスの利用が可能です。
生活支援型訪問	利用区分	現在、生活援助のみのサービスを受けている要支援者について、生活支援型サービスに移行するのか。	現在、予防給付を受けている方については、平成28年4月～29年4月の間に、現在の認定の更新手続き開始時期（認定有効期間の2ヶ月前）にあわせて移行の手続きを行います。 認定の更新時期になるまでは、現在の予防給付の利用が可能であると同時に、平成28年6月以降は、ご本人の希望により総合事業へ移行することも可能です。 また、移行にあたって、現在のサービス相当の継続が必要な方は、ケアマネジメントにより総合事業における予防専門型のサービスを利用することも可能です。
生活支援型訪問	利用区分	予防給付か総合事業かは「ケアマネのアセスメントによる」とありますが、担当ケアマネが判断するという解釈か？	平成28年6月以降、予防給付から総合事業に移行した利用者が、その後において予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）を選択することはできません。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
生活支援型訪問	利用区分	生活援助のみの場合原則生活支援型と書いてありますが、原則ということとは例外もあるということでしょうか？	現在、予防給付を受けている方が、継続して予防専門型訪問サービスが必要な場合は、生活援助のみであっても予防専門型訪問サービスの利用が可能です。
通所全般	利用区分	認定申請の結果、非該当の方の利用はどうか。	認定申請の結果、非該当の方については、基本チェックリストを実施し、その結果、事業対象者となれば、介護予防ケアマネジメントを経てサービス事業を利用することができます。
通所全般	利用区分	予防専門型通所サービス、ミニニデイ型通所サービス、運動型通所サービスの対象者の振り分け基準はどのようになりますか	週2回以上利用が必要な方については要支援2の認定が必要であり、予防専門型通所サービスの利用となります。 週1回の利用の方については、3種類の通所サービスのいずれも利用が可能です。 「予防専門型通所サービス」は、「機能訓練」以外に「レクリエーション」「入浴」「送迎」「送迎」等、現行の介護予防通所介護と同様の内容を想定しており、1日滞在や家族の「レスパイト」も想定しています。 「ミニニデイ型通所サービス」は、運動器の機能向上以外に口腔機能向上や栄養改善、認知症予防、送迎が必要な方で、「1回2～3時間」のサービス利用を想定しています。 「運動型通所サービス」は、運動器の機能向上事業が必要な方で、「1回1時間～1時間30分」のサービス利用を想定しています。 どのサービスを利用するかは、介護予防支援事業者による介護予防ケアマネジメントの結果、総合的に判断します。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
通所全般	実施方法	通所介護と予防専門型通所サービスもしくはミニデイ型通所サービスのサービスの提供地域を別々に指定することは可能か？	通所介護と予防専門型通所サービスを併設している場合、そのサービス提供地域は同一となります。それに対し、通所介護もしくは予防専門型通所サービスとミニデイ型通所サービスもしくは運動型通所サービスを併設している場合は、サービス提供地域を別々に設定することも可能です。
通所全般	報酬単価	処遇改善加算は加味ではなく、介護保険給付と同率にしていただきたい。	介護保険制度においては加算方式ですが、本市としては簡素な報酬体系とするために基本報酬の中を含めたものです。
通所全般	メディカルチェック	メディカルチェックの取扱いはどうなるのか？	取り扱いについては、現在検討中です。
ミニデイ型通所	サービス内容	プログラム内容について、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものであれば、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」に沿った機能訓練にとらわれず、独自のプログラムを行ってもよいのか？	ミニデイ型通所サービスは「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の活用を基本方針としているので、実施する必要があると思います。ただし、「なごや介護予防・認知症予防プログラム」の中に、フリープログラムの時間を設定していますので、その時間は独自のプログラムの実施が可能です。
ミニデイ型通所	利用区分	期間が原則6か月（1クール3か月×2回）とありますが、その後の延長は可能か？ミニデイ型通所サービスを終了してから、すぐにまた新しくサービスを利用することはできるか？	継続希望があっても原則6ヶ月で修了となります。また、ミニデイ型通所サービスは卒業後に自主グループを作ることにも目的としていますので、自主グループやサロンの参加につなげていくことを想定しています。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
ミニデイ型通所	実施方法	フィットネスクラブのオープン時間でもフロアが別であればサービス提供は可能か？	営業時間内であっても、ミニデイ型通所サービスとして専用のエリアを確保していただくなど、指定条件を満たしていればサービスの提供が可能です。
ミニデイ型通所	実施方法	同一建物内に、通所介護とミニデイ型通所サービスを併設している場合、職員の兼務は可能か？	通所介護とミニデイ型通所サービスを一体的に行う場合はダブルカウンセターの兼務が可能です。が、通所介護とミニデイ型通所サービスを別々の区画で併設している場合は、時間を分けての兼務となります。
ミニデイ型通所	報酬単価	今後は要支援認定者も基本チェックリスト対象者も利用回数で報酬額が決まると考えてよいのか？（現在は要支援1or2で報酬額が決められている）	事業対象者及び要支援1・2の認定を受けた利用者いずれについても、週1回利用という区分しはなく、「月1371単位」の包括報酬を算定していただく予定です。
ミニデイ型通所	報酬単価	卒業した場合の加算とはどういったものか？	利用者に対して、「自立に資する取組み」を実施し、利用開始から6か月以内に「ミニデイ型通所サービス」を卒業した場合には、卒業月に[50単位×利用月数]を加算する予定です。 なお、「自立に資する取組み」については、今後、本市でお示しする予定です。
運動型通所	指定申請 (一体・みなし)	現在委託介護予防事業をしていますますが、申請をし直さないといけないですか？	現在得トク運動教室（運動器の機能向上事業）の委託契約を締結している事業所についても、指定申請手続きが必要です。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
運動型通所	人員基準	経験のある介護職員の経験とはどのようなものか？	これまで機能訓練等に携わった経験があり、安全かつ適切に運動機能向上サービスが提供できると認められる介護職員を想定しています。（平成18年4月：通所介護に関するQ&Aより）
運動型通所	従事者の資格	介護予防運動指導員養成事業又は機能訓練指導認定柔道整復師講習会に参加しなければならないのか。	柔道整復師、あん摩・はり・きゅう師については履修が必要です。
運動型通所	利用区分	サロン型やミニデイ型との併用は出来るのか？	「ミニデイ型通所サービス」については、月当たりの包括報酬であることから他の第1号通所事業を利用することはできないので、「運動型通所サービス」との併用は不可です。 それに対し、「サロン型」については、一般介護予防事業として実施するものであり、また、住民の自主活動として位置づけられるものですので、総合事業のみならず介護給付を含む他の居宅系サービスと併用することが可能です。
運動型通所	利用区分	原則6か月の原則とは？	6ヶ月未満でも、改善されれば修了が可能です。6ヶ月以上は継続できません。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
運動型通所	利用区分	サービスが終了したあととはどうするのか？ 利用者の機能が思うように改善しなかった場合、本人が続けたい場合、機能が低下した場合、どうしたらいのか？	継続して運動型通所サービスの利用はできません。 修了後については、ケアマネジメントを実施し、予防専門型通所サービスやミニデイ型通所サービス、高齢者サロン等、身体状況にあったサービスに移行することが可能です。 また、サービス終了後に再度機能が低下した場合、事業対象者であり、介護予防ケアマネジメントにより機能低下によるサービス利用の必要性が確認されれば、サービス事業を利用することは可能です。
運動型通所	利用区分	参加者のモチベーションアップとコミュニケーションを重視するため、開催時期（12回分）を同一に設定し集団で実施することは可能ですか？	可能です。 ただし、どここの事業所を選択するか、いつから事業を開始するかは利用者の希望によるので、集団で実施するために利用者の方を長期間待たせるようなことのないようにしてください。
運動型通所	利用区分	お休みされた場合は必ず振り替えが必要か？	振り替えについては、特に必要ありませんが、振り替える場合は、同じ週の中で実施してください。
運動型通所	実施方法	「予防専門型通所サービス」と同一フロアでの実施は可能でしょうか？	「予防専門型通所サービス」と「運動型通所サービス」を同一の機能訓練室内で一体的に実施することは可能です。ただし、平成27年8月19日に発出された国の総合事業に関するQ&Aの「第6総合事業の制度的な枠組み問12」によると、総定員のうち「通所介護＋予防専門型通所サービス」の定員が内数で何人、「運動型通所サービス」の定員が内数で何人かを定める必要があるとされており、各々の定員を超えると各々の減算規定が適用されるとされています。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
運動型通所	実施方法	通所介護事業所において、通所介護としてのサービス提供時間提供時間以外の時間帯に実施することは可能でしょうか？	「通所介護」、「新設予定の地域密着型通所介護」、「認知症対応型通所介護」、「介護予防通所介護」、「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」のいずれについても、サービス提供時間以外の時間帯については「運動型通所サービス」を行うことが可能です。
運動型通所	実施方法	サービス付高齢者向け住宅の共有スペースでの実施は可能でしょうか？	運動型通所サービスについては、「通所介護事業所」「介護予防通所介護事業所」「認知症対応型通所介護事業所」「介護予防認知症対応型通所介護事業所」「予防専門型通所サービス事業所」「ミニデイ型通所サービス事業所」「介護老人保健施設」「鍼灸院」「接骨院」「フィットネスクラブ」が同一建物内で行う場合しか実施できないため、サービス付高齢者向け住宅の共有スペースでは実施できません。
運動型通所	実施場所	接骨院でのサービス開始については、施術室でも可能でしょうか？	接骨院については、現行と同様に施術室での実施はできません。
運動型通所	サービス提供時間	提供時間1時間～1時間30分程度とありますが、3時間の提供は可能か？	利用者の同意を得れば提供は可能ですが、運動型通所サービスは1時間～1時間30分のサービスの提供を想定し単価等を設定していますので、時間延長による加算等は想定していません。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
運動型通所	送迎	送迎の有無はどうなりますか？ 実費請求は可能でしょうか？	運動型通所サービスでは自分で事業所まで通える方の利用を想定していますので、送迎に係る費用は報酬に含まれていません。また、加算等も設定する予定はありません。ただし、通所介護や予防専門型通所サービスと一体型の運動型通所サービス事業所については、事業者の判断による送迎の実施を妨げるものではありませんが、利用者への費用請求はできません。（道路運送法に抵触する可能性があります。）
運動型通所	報酬	単位制ではないのか？	単位制を予定しています。
運動型通所	ケアプラン	簡易なケアプランとは、どのようなプランか？ 初回加算はどうなるのか？ 委託できるのか？	当初、運動型通所サービスは簡易なケアプランの作成を想定していましたが、検討の結果、運動型通所サービスであつても原則6ヶ月での修了を目指すため、基本的にはいきいき支援センターにおいて予防専門型通所サービスと同等のケアプランの作成を想定しています。また、委託も可能とする予定です。
運動型通所	卒業	2クール終了後の条件はありますか？一度利用したら二度と利用できないのか？	現在、検討中です。
運動型通所	卒業	現在の3クールで終了のような何らかの制限はかからないのか？	原則6ヶ月で修了となります。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
その他	利用区分	事業所全体で定員15名とした場合、「1日型の予防専門型通所サービス10名」と「2回転の運動型通所サービス5名」を受け入れることはできるか？	可能です。
その他	利用区分	「予防専門型訪問サービス」と「生活支援型訪問サービス」は併用できますか？ 「予防専門型通所サービス」、「ミニデイ型通所サービス」、「運動型通所サービス」のうち複数の併用することはできますか？	いずれのケースについても、包括報酬制度の種別が含まれますので、併用は不可能です。
その他	利用区分	①予防専門型訪問サービスと予防専門型通所サービスは併用できますか？ ②予防専門型訪問サービスとミニデイ型通所サービスは併用できますか？ ③予防専門型訪問サービスと運動型通所サービスは併用できますか？ ④生活支援型訪問サービスと予防専門型通所サービスは併用できますか？ ⑤生活支援型訪問サービスとミニデイ型通所サービスは併用できますか？	訪問サービスのいずれかと通所サービスのいずれかを併用することは可能です。 従って、いずれのケースも可能ですが、総合事業は介護予防支援事業者もしくは第1号ケアマネジメント事業者による適切なアセスメントにより利用するもので、その結果「予防専門型」レベルのケアが必要な利用者については①となることが想定され、「緩和型サービス（生活支援型訪問サービスやミニデイ型通所サービス、運動型通所サービスのこと）」レベルのケアが必要な利用者については⑤となることが想定されることから、②③④のような併用を採用する場合にはその選択に至った理由を明確にしたいதாகದುことが求められます。

サービス種別等	分類	意見質問	回答
その他	利用区分	「地域支えあい型訪問サービス」もしくは「サロン型通所サービス」を利用している場合、要介護者であれば「訪問介護」や「通所介護」を、要支援者・チェックリスト対象者であれば他の総合事業を併用することはできますか？	「地域支えあい型訪問サービス」及び「サロン型通所サービス」については、高齢者であれば誰でも利用できるもので、いずれについても併用可能です。
その他	一般介護 予防事業	はつつ長寿推進事業は、何に分類されますか？	一般介護予防事業に位置づけられます。
その他	自立支援 配食	配食サービス（二次）の費用やプランはどうなるのか？	費用については現行どおり食事代は全額利用者負担で、配食経費の200円にも変更はありませんが、配食経費の利用者負担額が予防給付と同様に1割もしくは2割負担となる予定です。

